

大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託仕様書

1 業務名

大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

2 目的

大分県母子父子寡婦福祉資金の未収金について、専門的な知識等を有する事業者にて委託することで未収金の効果的な回収を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 対象債権

貸付金を受け、その償還金が最終納付から6ヶ月以上納付のない大分県が指定する者に対する未回収債権及びその他債権とする。なお、必要に応じて、甲乙協議のうえ、対象債権の追加を行うことができるものとする。

<委託予定債権>

件数	債権額
約70件	約32,000千円

5 委託業務の内容

受託者が実施する具体的な回収業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第173条の2に基づく収納事務委託
 - ア 債務者から未収金を回収すること
 - イ 収納金を指定金融機関等へ払い込むこと
 - ウ 前記イの報告をすること
 - エ 徴収金整理表により収納状況を整理すること
- (2) 催告・相談・調査業務
 - ア 借受人、連帯借主及び保証人に対し、文書・電話による催告（原則：月1回以上）
 - イ 必要に応じ債務者宅を訪問・納付相談
 - ウ 必要に応じて訪問調査し、状況を把握すること

6 回収にかかる報告業務

(1) 月次報告

受託債権に係る月末時点における次の項目について、翌月10日（当該日が県の閉庁日の場合はその翌開庁日）までに報告する。

- ①回収結果
- ②債務者等に対する督促の実施実績
- ③債務者等との交渉履歴
- ④受託債権について今後の見通し
- ⑤その他必要な事項（住所、電話番号の変更など）

(2) 随時報告

債務者等とのトラブル、苦情等が発生した場合は、状況について随時報告すること。また、新たに知り得た債務者等に関する情報についても随時報告すること。なお、内容により委託債権から除外する場合がある。

7 その他業務の適正かつ確実な実施の確保のための措置

(1) 業務従事者の配置

受託者は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

(2) 窓口担当者の届出

受託者は、本業務委託の実施にあたり、県との連絡窓口となる担当者を配置すること。連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、県から問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

(3) 法令等の遵守

受託者は、県の業務の受託者として、良識ある行動と善良な態度で業務を遂行すると共に、大分県会計規則、本契約及び個人情報保護に関する事項、債権管理回収業に関する特別措置法関係法令を遵守すること。

8 その他

(1) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。

(2) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。